

後期高齢者医療保険から平成30・31年度保険料率改定のお知らせ

○法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます。

◎保険料率について

■保険料率

(現行)平成28・29年度	(改正後)平成30・31年度
・均等割額 44,800円	・均等割額 45,200円
・所得割率 8.92%	・所得割率 8.89%
・一人当たり上限 57万円	・一人当たり上限 62万円

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合いましょう。

◎保険料の軽減について

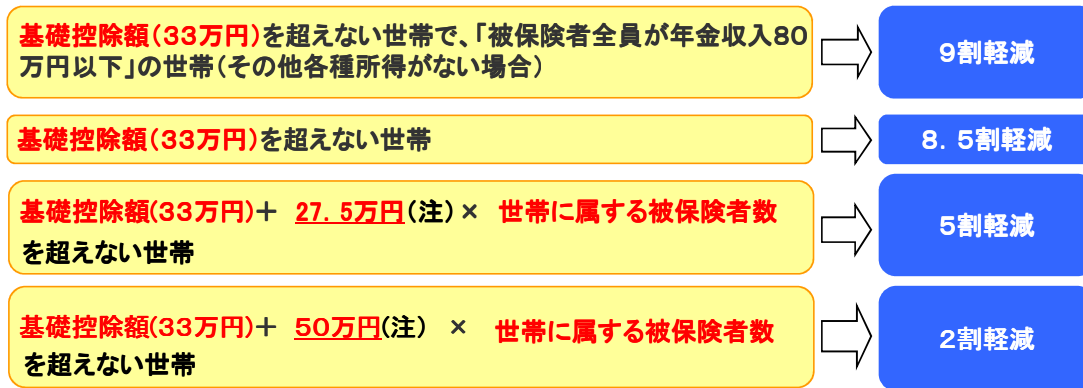
平成30年度以降の保険料軽減措置について

1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯（世帯主及び被保険者）の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

【均等割額軽減の基準】

世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額等（医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額）により判定します。



※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

（注）軽減（2割軽減・5割軽減）拡充の内容

① 5割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。

(現行)	基準額	33万円	+	27万円	×	被保険者数
(改正後)	基準額	33万円	+	27.5万円	×	被保険者数

② 2割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。

(現行)	基準額	33万円	+	49万円	×	被保険者数
(改正後)	基準額	33万円	+	50万円	×	被保険者数

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険〔市町村国保や国保組合は対象となりません〕）の被扶養者であった方は、所得割がかからず、均等割額の5割軽減となります。ただし、上記1の9割軽減、8.5割軽減が適用される場合は、そちらを優先します。

対象期間	所得割額	均等割額
(現行)平成29年4月～平成30年3月まで	負担なし	7割軽減
(改正後)平成30年4月～平成31年3月まで	負担なし	5割軽減

3. 所得割軽減の廃止

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割軽減が廃止されます。（年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の方）

(現行) 賦課のもととなる所得金額が 58万円以下 のとき 所得割額 2割軽減

(改正後) **軽減廃止**